

報告第4号

前橋市市税条例の改正の専決処分について

前橋市市税条例（昭和26年前橋市条例第302号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和4年5月30日提出

前橋市長 山 本 龍

別紙

専 決 処 分 書

前橋市市税条例の改正について

前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和26年前橋市条例第302号）の一部を次のように改正する。

第39条の6第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第51条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項本文中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第15条の2第3項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第15条の3第8項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第21条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の

都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第23条中「附則第21条第2項」を「附則第21条第1項、第2項」に改める。

附則第24条第1項中「第15項から第19項まで、第21項、第26項、第34項、第37項、第39項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第25項、第33項、第36項若しくは第40項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の前橋市市税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

前橋市長 山 本 龍